

## 葛飾区総合庁舎整備と現庁舎・庁舎敷地の活用方針（素案）に係る区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）の実施結果

### 1 閲覧・意見提出期間

令和3年9月29日（水）～令和3年10月28日（木）

### 2 閲覧場所

区政情報コーナー、総務課総合庁舎整備担当、区民事務所（6か所）、区民サービスコーナー（4か所）、図書館（13か所）、健康プラザかつしか、男女平等推進センター、立石駅周辺地区街づくり事務所 計 28か所

また、区ホームページにも掲載し、閲覧できるようにした。

### 3 意見数等

(1)意見総数 35件

(2)意見提出者数 21人

### 4 寄せられた意見

(1)総合庁舎の移転計画について 18件

(2)新庁舎の設備計画及び内部レイアウトについて 3件

(3)立石駅北口地区再開発事業について 10件

(4)現庁舎・庁舎敷地の活用について 4件

合計 35件

### 5 寄せられた意見の概要と区の考え方

別紙のとおり

※ 同様の趣旨の意見については、意見の概要の後ろに「(同様の意見が他に○件)」と表記した。

寄せられた意見の概要と区の考え方

別紙

【取扱い凡例】◎活用方針（案）へ反映する、○既に区の計画に入っている、△今後の計画・事業の推進の参考にする、□意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区の考え方	取扱い
1	総合庁舎の移転計画について	移転に係る整備費用が当初と比べてずいぶん膨らんでいるようだが、どういことなのか。近頃の区政は不穏な動きが多すぎる。移転は一度白紙にして、予算から計画し直してほしい。	<p>区が公表している総合庁舎の整備費用は、平成30年に立石駅北口地区市街地再開発準備組合が示した資金計画に基づき、庁舎として必要な東棟の床の取得費を算定したものであり、当初と比べて整備費用が膨らんでいるものではございません。</p> <p>今回の方針(素案)では、この東棟の床取得費に加え、東棟駐車場・自転車駐車場の床取得費、備品購入費・運搬経費、東棟供用開始後の年間の維持管理費・修繕積立金を算入しています。また、現庁舎新館の改修費、本館・議会棟の解体費等、整備に係る費用も算入しております。</p> <p>整備費用等は、今後、再開発事業の進捗等による事業の具体化に伴い、精査してまいります。また、現庁舎新館への出先機関等の集約によるコストメリットも検討してまいります。</p> <p>引き続き、広報かつしかや区ホームページなどを活用し、丁寧な情報の発信に努めながら事業を進めてまいります。</p>	□
2		区役所の分割は区民の利便性が損なわれるため反対である。(同様の意見が他に1件)	<p>総合庁舎の整備は、区民の利便性が高く、防災機能も強化された東棟に区政の中心となる庁舎機能を移転する方向性のもと検討を進めてきたものです。</p> <p>一方、現庁舎新館は、出先機関として活用する予定であり、東棟に配置しなくても区民の利便性が低下しない部署・機能や、新館での業務遂行が効果的・効率的な部署・機能を、現在、現庁舎周辺に分散されている出先機関等の集約も踏まえながら、配置していく予定です。区役所を分割するのではなく、区民の利便性等を考慮しながら、東棟と現庁舎新館に適した部署・機能を配置する方針のもと整備を進めてまいります。</p>	□
3		平成28年2月に策定した「葛飾区有建築物保全工事計画策定方針」では、「計画的・予防的な修繕を進め極力既存施設を維持・保全し、施設の長寿命化を進める」としている。また、日本建築学会の考え方を引用して、「鉄筋コンクリート造の主要な建物の目標耐用年数は50～80年」と紹介している。新館だけでなく本館・議会棟、第1・第2厚生棟についても、この基本方針に沿って改修し長寿命化策を図り、総合庁舎として継続使用するべきである。	<p>現在の総合庁舎は老朽化の進行のみならず、災害対策拠点としての機能、防災性能の不足、また構造的な問題点として狭いサービス提供スペースなど多くの課題を抱えており、総合庁舎としての機能を十分に果たすことが難しい状況にあります。そこで、災害対策拠点としての機能を充実させるとともに、区民の利用しやすい総合庁舎を目指し、建替えによる一括整備に向けた検討を進めてきたものです。引き続き、東棟へ総合庁舎機能を移転することを基本として検討を進めてまいります。</p> <p>なお、方針(素案)では、これまで方向性としていた、老朽化が著しく機能が劣化している本館・議会棟、第1厚生棟、第2厚生棟は、東棟へ庁舎機能を移転後、解体する予定であることをお示ししています。また、活用方針が検討課題となっていた現庁舎新館につきましては、効果的・効率的な活用の観点から方向性を検討した結果、概ね築80年間の活用を見据えて整備していくことをお示したものです。</p>	□
4		整備費用に多くの区税が投入される東棟ではなく、現庁舎に必要な処置を施し、使用するべきである。		

【取扱い凡例】◎活用方針（案）へ反映する、○既に区の計画に入っている、△今後の計画・事業の推進の参考にする、□意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区の考え方	取扱い
5		東棟はゼロエネルギービルディングにして欲しい。また、移転に伴う大量の廃棄物の処分・再生利用・リサイクル等の計画について、区民への丁寧な情報提供と対話を要望する。	東棟の環境面での計画状況として、建物で消費する年間の一次エネルギーの削減等によるZEB化を目指すとともに、環境性能で評価し格付けする手法であるCASBEEにおいて最高ランクのSクラスを目指すこととしています。また、庁舎の移転に伴い必要となる備品等については、令和5年度以降、移転計画を立てていく中で利活用を含めて精査してまいります。 今後も区民への丁寧な説明と、広報かつしかや区ホームページなどを活用した情報の発信に努めながら事業を進めてまいります。	□
6	総合庁舎の移転計画について	来庁しなくてよいサービスを推進し、また、区内を縦横無尽に電車で行き来できないのに駅前に区役所がある必要はなく、現地建て替えすべき。現庁舎を使い切り、コンパクトな形で計画すべき。区役所の建替えについては、複数案から区民が選ぶ方法としてほしい。 (同様の意見が他に1件)	総合庁舎の整備につきましては、平成22年度から23年度にかけて、区内地域の代表者、公募区民、学識経験者等で構成された「葛飾区総合庁舎整備のあり方検討委員会」において、現庁舎の経年劣化、防災性能の不足等を踏まえた整備手法等を議論した結果、「現庁舎敷地」、「青戸平和公園」、「立石駅北口地区」を候補地として抽出しました。その後、平成26年に、あり方検討委員会の結果を踏まえて策定した葛飾区総合庁舎整備基本構想において、立地条件、防災拠点としての機能、整備コスト等の様々な視点から、候補地の比較を行った結果、立石駅北口地区を最優先候補地として選定したものです。 整備にあたっては、オンライン化などの社会状況の変化に合わせ、来庁しなくてもよいサービスの提供を進めていく必要があると考えております。一方、総合庁舎に来庁される方は、窓口を利用される方のみでなく、様々な用件で来庁される方がいることから、床面積の有効な活用を図りながら、電車、バス等による駅前の交通利便性を生かした対面式の丁寧なサービスも提供できるように整備を進めていく考えです。	□
7		この移転計画は費用がかかりすぎて、維持費も不明である。	総合庁舎の整備費用は、条例を定め、計画的に整備に要する基金の積立てを行っております。また、今回の方針(素案)では、東棟と現庁舎新館の機能の検討結果をとりまとめるにあたり、各々に係る現時点の整備費用等を全体的にお示ししており、東棟供用開始後の年間の維持管理費・修繕積立金の概算として合計で3.9～4.5億円を見込んでおります。整備費用等は、今後、再開発事業の進捗等による事業の具体化に伴い、精査してまいります。	□

【取扱い凡例】◎活用方針（案）へ反映する、○既に区の計画に入っている、△今後の計画・事業の推進の参考にする、□意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区の考え方	取扱い
8		<p>現庁舎敷地の30%、新館の3%、本館の28%がそれぞれ東京都との共有物である。東京都との協議や合意なしでの整備計画は反対である。都税事務所が移転に応じるかも不透明な状況で活用方針（素案）を出し区民に意見を求めることは無責任ではないのか。都の同意が得られなければ、都税事務所が入る想定の間を区が購入することになると思うが、税金の使い方として疑問がある。</p>	<p>総合庁舎の整備は、区民の利便性が高く、防災機能も強化された東棟に区政の中心となる庁舎機能を移転する方向性のもと検討を進めてきたものです。そして、より利便性の高い総合庁舎としての機能を目指すため、現庁舎内にある都税事務所を東棟へ移転の方向で、東京都と協議を進めているものです。</p> <p>したがって、協議の結果によることなく、今後、窓口等の区民サービスのあり方や職員の業務改善、働き方などを検討していく中で、現庁舎の狭いサービス提供スペースや非効率な執務スペースの解消を図るために、東棟の床を有効活用していく検討を進めてまいります。</p> <p>方針（素案）は、東棟と現庁舎新館に配置する機能の方向性を整理したことに伴い、区民の皆様からご意見等を募集しているものであり、東京都とも内容を共有しております。</p>	□
9	総合庁舎の移転計画について	<p>以下の理由から方針（素案）の取下げを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現庁舎は免震・耐震改修で数十年使用可能であること</li> <li>・現庁舎でも交通の便がよく、数百億円かけて駅前に移転する必要はないこと</li> <li>・出張所や区民事務所など利便性の高い地域のサービスを増設すべきであること</li> <li>・坪300万円の駅前での整備は、現庁舎敷地での建替えと比べて高コストであること</li> <li>・コロナ対策より優先すべき事案でないこと</li> <li>・災害時に避難先となる小中学校の改修より優先すべきでないこと</li> <li>・区分所有である再開発ビルは、将来の大規模修繕や建替え時に他の区分所有者と合意がとれる保証がないこと</li> </ul>	<p>現在の総合庁舎は、老朽化の進行、災害対策拠点としての機能、防災性能の不足、狭いサービス提供スペースなど多くの課題を抱えております。仮に免震・耐震補強工事を行ったとしても、狭いサービス提供スペース等の機能面での課題を解消することは困難であることから、建替えによる一括整備をすることとしました。</p> <p>候補地の選定にあたっては、平成26年に策定した葛飾区総合庁舎整備基本構想において、立地条件、防災拠点としての機能、整備コスト等の様々な視点から候補地の比較を行った結果、駅前に位置し、区民の交通利便性が最も高い立石駅北口地区を新たな庁舎の最優先候補地としたものであり、同地区の再開発事業による東棟へ総合庁舎機能を移転することを基本としております。</p> <p>区では、日頃より、優先的に取り組むべき諸課題の解決等に向けて、様々な事業を進めております。葛飾区基本計画においても、区民事務所や学校等を含めた「公共施設の魅力向上プロジェクト」の1つとして総合庁舎の整備を掲げており、「便利で快適な区民サービス」、「防災機能の強化」、「地球温暖化対策のモデルとなる庁舎」を重点整備項目として、今後、便利で分かりやすくスピーディーなサービスの提供、災害対策本部等の機能強化などに係る運用面の検討も進めてまいります。</p> <p>なお、再開発事業は、権利者等の関係者が主体となって相互に連携・協働していく仕組み作りを区が支援しながら進めてまいります。将来の大規模修繕や建替え等の場面でも、円滑な協議ができるよう信頼関係を構築していく考えです。</p> <p>今後も、方針をもとに整備を進めてまいります。</p>	□

【取扱い凡例】◎活用方針（案）へ反映する、○既に区の計画に入っている、△今後の計画・事業の推進の参考にする、□意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区の考え方	取扱い
10	総合庁舎の移転計画について	<p>以下の理由から方針(素案)の取下げを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・素案は、立石駅北口地区再開発事業を前提としたものであり、事業により計画が左右されるなど不安定であること</li> <li>・整備候補地は、立石駅北口の再開発ありきの出来レースであり、公正な議論・検討を経たものではないこと</li> </ul>	<p>総合庁舎の整備候補地につきましては、区内地域の代表者、公募区民、学識経験者等で構成された「葛飾区総合庁舎整備のあり方検討委員会」において、「現庁舎敷地」、「青戸平和公園」、「立石駅北口地区」を抽出しました。その後、平成26年に、あり方検討委員会の結果を踏まえて策定した葛飾区総合庁舎整備基本構想において、立地条件、防災拠点としての機能、整備コスト等の様々な視点から、候補地の比較を行った結果、立石駅北口地区を最優先候補地として選定したものです。</p> <p>また、同地区の再開発事業は、令和3年4月に再開発組合の設立が東京都知事により認可され、現在、権利変換計画作成に向けて関係権利者との個別面談等を進めており、事業は着実に進捗しております。</p> <p>今後も、方針をもとに、再開発事業と連携を図りながら、整備を進めてまいります。</p>	□
11		<p>以下の理由から方針(素案)の取下げを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現庁舎の移転により区役所通り等の商店街の活気が失われる危惧があること</li> <li>・時間で言えば、1年の4分の3以上閉庁している区庁舎が駅前主要地にあることで、街の賑わいを阻害する恐れがあること</li> </ul>	<p>多くの職員がおり、多くの区民が訪れる区役所が駅前にあることで、平日の昼間は、区役所の来庁者や職員が、夜間や休日は、仕事から帰ってくる区民や近くにお住まいの区民が、同一の地域に存在することになり、商業や飲食業については、集客という点で相乗効果的なメリットが生じるものと考えています。そして、立石駅前に人々が溢れ、安全で賑わいのある地域として活性化することで、周辺地域の魅力が増し、区役所通り等を含めた周辺の地区にも賑わいが波及していくものと考えております。</p> <p>引き続き、街づくりの視点も踏まえながら、方針をもとに整備を進めてまいります。</p>	□
12		<p>立石駅北口地区への新庁舎建設に反対である。 (同様の意見が他に2件)</p>	<p>現在の総合庁舎は老朽化の進行のみならず、災害対策拠点としての機能、防災性能の不足、また構造的な問題点として狭いサービス提供スペースなど多くの課題を抱えており、総合庁舎としての機能を十分に果たすことが難しい状況にあります。そこで、災害対策拠点としての機能を充実させるとともに、区民の利用しやすい総合庁舎を目指し、建替えに向けた検討を進めてまいりました。</p> <p>候補地の選定は、平成26年に策定した葛飾区総合庁舎整備基本構想において、立地条件、防災拠点としての機能、整備コスト等の様々な視点から、「現庁舎敷地」、「青戸平和公園」、「立石駅北口地区」の3つの候補地の比較を行いました。その結果、駅前に位置し、区民の交通利便性が最も高い立石駅北口地区を新たな庁舎の最優先候補地として選定したものです。</p> <p>引き続き、同地区の東棟へ総合庁舎機能を移転することを基本として検討を進めてまいります。</p>	□



【取扱い凡例】◎活用方針（案）へ反映する、○既に区の計画に入っている、△今後の計画・事業の推進の参考にする、□意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区の考え方	取扱い
13	総合庁舎の移転計画について	移転ではなく現庁舎敷地での建替えにすべきである。	新たな総合庁舎の位置については、平成26年に策定した葛飾区総合庁舎整備基本構想において、立地条件、防災拠点としての機能、整備コスト等の様々な視点から、「現庁舎敷地」、「青戸平和公園」、「立石駅北口地区」の3つの候補地の比較を行いました。その結果、駅前に位置し、区民の交通利便性が最も高い立石駅北口地区を最優先候補地とし、同地区の東棟への移転を基本として検討を進めております。	□
14		積立金155億円はコロナ対策にまわすべきである。移転は一度白紙に戻すべきである。	総合庁舎整備事業は、現庁舎の老朽化や狭あい化の進行、災害対策拠点としての機能、防災性能の不足などの諸問題の解決に向けて取り組んでおり、事業で必要となる資金については、条例を定め、計画的に基金の積立てを行っております。 引き続き、諸課題の解決に向け精力的に事業を進めていくことが適切であると考えております。	□
15	新庁舎の設備計画及び内部レイアウトについて	葛飾区は、地震、風水害等の防災対策において、国交省・東京都『災害に強い首都「東京」形成ビジョン』のモデル地区のひとつである。また、2050年の脱炭素社会実現に向け、東京都「ゼロエミッション東京」発表後に、23区初のゼロエミッションを宣言、現在、環境政策を牽引している。新庁舎は、災害時における住民の避難拠点、区の災害対策本部、区の地球温暖化対策モデルのひとつとして重要な役割を担うこととなる。 上記方針のもと、新庁舎におけるエネルギーインフラの在り方についても、ご検討いただきたい。	「防災機能の強化」の一つとして、中圧ガスを活用した電源設備の多重化を図れる発電機を導入し、災害が発生した時も災害対策本部として継続的に使用できる建物・設備を整備してまいります。また、「地球温暖化対策のモデルとなる庁舎」として、建物で消費する年間の一次エネルギーの削減等によるZEB化を目指すとともに、環境性能で評価し格付けする手法であるCASBEEにおいて最高ランクのSクラスを目指すこととしています。 引き続き、新庁舎整備の基本方針の重点整備項目としてエネルギーインフラの在り方について検討してまいります。	△
16		「地球温暖化対策のモデルとなる庁舎」とあるが、事業採算性で汲々としている立石駅北口再開発事業で、ZEBやCASBEE「Sクラス」が可能なのか。	公共施設整備における省エネルギー化や環境配慮は、地球温暖化対策に寄与するものと考えております。そこで新庁舎整備におきましては、省エネルギー技術や再生可能エネルギーなどを採用し、環境負荷の低減に取り組んでまいります。また、ライフサイクルコストを低減する機器や維持管理の容易な設備の採用、耐久性の高い建材使用も行ってまいります。	□
17		区役所は高齢者や障害者など歩行困難な方の来庁が多く見込まれる施設なので、ホテルなどのように入口近くに降車が可能な車寄せを作るか、降車場所から入口までを手すり移動できるような配慮が必要だと思う。庁舎内については、電動シルバーカーでの移動が十分な通行スペースを設ける必要があると思う。狭いスペースで方向変換や切り返した際、事故の懸念があり、そのようなケースを想定した設計やルール作りをしていただければと思う。	新庁舎では、各交通機関から庁舎までの動線などについて、誰にでもわかりやすく、安全、快適に利用できるユニバーサルデザインによる整備を目指しています。また、庁舎内の通路部分については、電動シルバーカーや車いすなどをご利用される方の通行や方向転換等に配慮した空間の確保を検討してまいります。	△

【取扱い凡例】◎活用方針（案）へ反映する、○既に区の計画に入っている、△今後の計画・事業の推進の参考にする、□意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区の考え方	取扱い
18	立石駅北口地区 再開発事業について	<p>再開発はそもそも住民のために行うべきが基本である。しかし、地権者の3分の1の同意が得られず、区や土地開発公社まで地権者枠に強引に分け入って事業を推進する今回の立石駅北口再開発は、これ自体が大問題である。しかも、その再開発ビルに葛飾区が莫大な区民の血税を注ぎ込んで、総合庁舎を移転しようというのは、到底容認できない。</p> <p>（同様の意見が他に1件）</p>	<p>立石駅北口地区の再開発事業は、地区の地権者が中心の再開発組合により進められております。</p> <p>再開発組合の設立につきましては、都市再開発法に定める所有者及び借地権者の3分の2以上の同意が得られたことから、区は地区内に土地を所有する権利者として同意したものです。なお、再開発組合は、令和3年4月に東京都知事により設立が認可されました。</p> <p>再開発組合では現在、権利変換計画作成に向けて、関係権利者との個別面談等を進めております。区は、関係権利者の生活再建に当たり丁寧に対応するよう、引き続き再開発組合を指導してまいります。</p> <p>また、総合庁舎整備事業は、現庁舎の老朽化や狭あい化の進行、災害対策拠点としての機能、防災性能の不足などの諸問題の解決に向けて取り組んでおり、事業で必要となる資金については、条例を定め、計画的に基金の積立てを行っています。</p> <p>引き続き、諸課題の解決に向け精力的に事業を進めていくことが適切であると考えております。</p>	□
19		<p>立石駅北口再開発事業で大量に発生する産業廃棄物について、処分・再利用・リサイクル等の計画を策定して欲しい。また、環境影響評価を区民へ公表して欲しい。悪環境な立石駅前には区役所建設はありえない。</p>	<p>立石駅北口地区の再開発事業において発生する産業廃棄物につきましては、施行者である再開発組合が関係法令に基づき適切に処理を行うものと認識しております。</p> <p>本事業は、法令等に基づく環境影響評価の対象ではないため、環境影響評価は実施されておられません。</p> <p>一方、本事業による環境影響につきましては、再開発組合において検討がなされ、その結果は、説明会等におきまして示しております。</p> <p>再開発事業は、道路が狭く、老朽化した木造建築物が密集するなど、防災上の課題を解決し、安全で安心して住み続けられる街を実現するために実施するものです。</p> <p>また、総合庁舎整備の候補地の選定は、駅前に位置し、区民の交通利便性が最も高い立石駅北口地区を最優先候補地として選定したものです。</p> <p>引き続き、同地区の再開発事業による東棟へ総合庁舎機能を移転することを基本として検討を進めてまいります。</p>	□

【取扱い凡例】◎活用方針（案）へ反映する、○既に区の計画に入っている、△今後の計画・事業の推進の参考にする、□意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区の考え方	取扱い
20	立石駅北口地区 再開発事業について	再開発建物は今の立石の街並みに似合わない外観で、下町のイメージが感じられない。葛飾区を入れてようやく組合が成立するようでは住民不在と指摘されても仕方がなく、再開発ありきの手法である。まずは中止して地域住民と合意形成に向け更なる努力を継続すべき。	再開発組合では、防災性の向上や居住環境の改善のほか、立石の魅力を継承・発展させながら、さらなる賑わいを創出することを目指し、再開発事業を進めております。 再開発組合の設立につきましては、都市再開発法に定める所有者及び借地権者の3分の2以上の同意が得られたことから、区は地区内に土地を所有する権利者として同意をしたものです。なお、再開発組合は、令和3年4月に東京都知事により設立が認可されました。 事業は、都市再開発法等関係法令に則り、合意形成の手続きを適切に進めてまいりました。 再開発組合では現在、権利変換計画作成に向けて、関係権利者との個別面談等を進めております。区は、関係権利者の生活再建に当たり丁寧に対応するよう、引き続き再開発組合を指導してまいります。	□
21		高層ビルを主体とした画一的な再開発は、立石地区がもつ独自性を失わせ、これまでの賑わいや区外からの関心も大きく低下させる。東京の下町の風情を残す立石の現在の街並みを、調和をとりながら維持していくことが望ましい。	再開発組合では、立石駅北口地区における防災性の向上や居住環境の改善のほか、立石の魅力を継承・発展させながら、さらなる賑わいを創出することを目指して再開発事業を進めており、区は本事業を積極的に支援しております。 また、区は立石駅周辺の各地区における賑わいの創出や持続可能な街づくりの実現に向け、エリアマネジメントについて検討を進めております。	□
22		一体化された立石駅周辺の再開発が、葛飾区が目指す区のイメージと乖離しているのではないかと。地域の商業と密着した街づくりが、縦に伸びる高層ビルでは、発想の貧困としか言えない。		
23		今の立石が大好きです。新庁舎は街を台無しにする。住んでいる人、訪れる人を考えた街づくりをお願いしたい。		
24		庁舎新設のために駅前の景観を犠牲にする必要はない。立石駅周辺は東京近郊でも珍しい賑わいのある飲食店や商店街が並んでおり再開発によって地域のコミュニティが分断され、区民のアイデンティティを失う結果につながるのではないかと懸念する。		
25		庁舎内だけでなく、交通機関から庁舎までの動線上のバリアフリーを考慮すべきだと思う。現在の案の場合、交通機関から庁舎入口まで介助者なしでは困難なのは必至である。また、立石駅から一度外に出ることなく直接区役所に入れるようにしていただきたい。雨の日など傘をさしての移動は高齢者や障害者に負担が大きいと思う。		



【取扱い凡例】◎活用方針（案）へ反映する、○既に区の計画に入っている、△今後の計画・事業の推進の参考にする、□意見・要望としてお聞きする

No.	項目	意見の概要	区の考え方	取扱い
26	立石駅北口地区 再開発事業について	多額の税金を投じての再開発事業には反対である。	再開発事業は、老朽化した木造建築物を取り除き、細分化された敷地を統合し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図り、不燃化された建築物や必要な道路・交通広場等の公共施設を整備することにより、安全で安心して住み続けられる街を実現するために実施するものです。 このため、都市再開発法等関係法令に基づき、地方公共団体は事業に要する費用について補助することができるとされており、区は社会資本整備総合交付金などにより、適切に補助を行っております。	□
27	現庁舎・庁舎敷地の活用について	現庁舎本館・議会棟は、文化的・歴史的な価値がある。解体前に文化財としての建造物調査を行い、可能であれば部材の保存などを検討してほしい。	現庁舎本館・議会棟は、令和10年度頃（東棟竣工予定年度）以降解体する予定です。今後、解体計画を具体化していく中で、関係部署と協議しながら、建造物調査や部材の保存などの実施について、必要性を含めて検討してまいります。	△
28		移転後の新館を利用して、備蓄倉庫・避難所を兼ねた総合的な防災施設を造ってほしい。	現庁舎新館は、概ね築80年間の活用を見据え、東棟へ庁舎機能を移転した後も、引き続き公共施設として活用する予定です。その活用としては、東棟に配置しなくても区民の利便性が低下しない部署・機能や、新館での業務遂行が効果的・効率的な部署・機能を、現在、現庁舎周辺に分散されている出先機関等の集約も踏まえながら、配置していく予定です。一方で、立石地区の公共施設のあり方について検討を進めながら、現庁舎敷地の効果的・効率的な活用も検討してまいります。検討の際に、今回いただいたご意見を参考にいたします。	△
29		現庁舎の跡地については、花と緑の街づくりの経験を生かしたフラワーパークの設置を提案する。屋上緑化見本園やオリンピックでの花の展示は際立ったものがあつた。立石駅周辺が高層ビル群の街となるが、少し歩くと区民の憩いとなる花と緑の公園があれば、街と自然が融合した葛飾を象徴したすばらしい街づくりができるのではないかと。残る新館庁舎については、地区センターとして区民に開放していただける部分があるとよいと思う。		
30		現庁舎敷地には街の活性化や利便性向上を図るため、商業施設やイベントホール、立体公園制度を利用した屋上公園等を整備するなど、有効活用を検討して欲しい。		